

広島県告示第二〇号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県竹原市竹原町、港町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十四年政令第八十四号）で定める事項
黒浜（二三二五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	黒浜（二三二五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒浜（二三四〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	黒浜（二三四〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石（二三二二―六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大石（二三二二―六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北崎西（二三二二―七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北崎西（二三二二―七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北崎（二三二二―八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北崎（二三二二―八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北崎東（二三二二―九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北崎東（二三二二―九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山（六七一一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高山（六七一一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長新開（六七〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長新開（六七〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

長新開（六七〇 ― ―）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	長新開（六七〇 ― ―）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
長新開（六七〇 ― ―）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	長新開（六七〇 ― ―）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
楠谷川（二a）	土石流	次の図のとおり	楠谷川（二a）	土石流	次の図のとおり
楠谷川（二b）	土石流	次の図のとおり	楠谷川（二b）	土石流	次の図のとおり
楠谷川（二c）	土石流	次の図のとおり	楠谷川（二c）	土石流	次の図のとおり
楠谷川（二隣 a）	土石流	次の図のとおり	楠谷川（二隣 a）	土石流	次の図のとおり
楠谷川（二隣 b）	土石流	次の図のとおり	楠谷川（二隣 b）	土石流	次の図のとおり
南紺屋谷川 （二）	土石流	次の図のとおり	南紺屋谷川 （二）	土石流	次の図のとおり
仮屋北谷川（二 四一）	土石流	次の図のとおり	仮屋北谷川（二 四一）	土石流	次の図のとおり
仮屋北谷川（二 四一隣a）	土石流	次の図のとおり	仮屋北谷川（二 四一隣a）	土石流	次の図のとおり
仮屋谷川西谷 （二四二a）	土石流	次の図のとおり			
仮屋谷川西谷 （二四二b）	土石流	次の図のとおり			
仮屋谷川西谷 （二四二c）	土石流	次の図のとおり			
仮屋谷川（二〇 三五）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。